

訴 状

令和2年10月15日

さいたま地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 豊 泉 裕 隆

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1番5号

原 告 和 光 市  
上記代表者和光市長 松 本 武 洋

〒351-0114 埼玉県和光市本町13番29号 神山ビル2階

豊泉法律事務所（送達場所）

同訴訟代理人弁護士 豊 泉 裕 隆

電 話 048-423-6471

F A X 048-423-6472

〒352-0014 埼玉県新座市

被 告 東 内 京 一

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 6172万1550円

貼用印紙額 20万6000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、6172万1550円及びこれに対する訴状送達の日  
の翌日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

- (1) 原告は、地方公共団体である。
- (2) 被告は、昭和57年4月1日付けで原告の職員として採用された後、平成  
21年3月31日付けでいったん退職し、同年4月1日から平成23年9月  
30日までの間、厚生労働省老健局に勤務し、同年10月1日から再び原告  
の職員として採用されたものの、令和元年8月14日付けで懲戒免職処分と  
なった者である。

### 2 事案の概要

平成21年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（先進的事業支援特  
例交付金のうち介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）（以下「本件交付  
金」という。）は、市町村が作成する介護療養型医療施設転換整備計画に基づき、  
既存の介護療養型医療施設を転換して、新たに適合高齢者専用賃貸住宅等の施  
設を整備する場合に、当該市町村に対して交付されるものである。そして、適  
合高齢者専用賃貸住宅等の施設の設置主体が当該市町村以外の者である場合、  
当該市町村は、当該設置主体に対し、本件交付金を交付するものである。

被告は、訴外[REDACTED]に対し、適合高齢者専用賃貸住宅を建  
設すれば本件交付金が市を介して交付される旨を伝えてその建設を促した。訴  
外[REDACTED]は、これを受けて適合高齢者専用賃貸住宅である[REDACTED]  
[REDACTED]の建設に着工したが、その後[REDACTED]は本件

交付金の要件を満たさない施設であることが判明した。

そこで、被告は、別の施設である [REDACTED] を対象施設ということにして本件交付金を取得し、これを訴外 [REDACTED] に交付しようと考え、当時の部下であった [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) に対し、[REDACTED] を対象施設とする旨の虚偽の申請をするよう指示した。また、被告は、[REDACTED] に対し、国が対象施設を [REDACTED] から [REDACTED] に変更することを認めた旨の虚偽の説明をして、本件交付金を訴外 [REDACTED] に交付するよう指示した。

その後、本件交付金は介護療養型医療施設の転換を行うことが要件となっていたにもかかわらず、[REDACTED] への転換がなされていないことが判明したが、被告は、虚偽の申請の発覚を防ぐため、独断で介護療養型医療施設の転換をすることなく本件交付金を国に返還することを決定し、当時の部下であった [REDACTED] (以下「[REDACTED]」という。) に対し、市長及び副市長の決裁を受けないよう指示した。

その結果、本件交付金の交付決定は取り消され、原告は、本件交付金及び加算金を国に返還することを余儀なくされた。

### 3 被告の不法行為

#### (1) 本件交付金申請時における不法行為

ア 被告が、[REDACTED] に対し、[REDACTED] を対象施設とする旨の虚偽の申請をするよう指示したこと

被告は、保健福祉部長寿あんしん課課長補佐であった平成20年頃から、訴外 [REDACTED] に対し、同社が和光市内に所有している工場跡地に適合高齢者専用賃貸住宅を建設すれば、市を介して国から本件交付金が交付されるなどと話していた(甲1・3～4頁)。この話を受けて、訴外 [REDACTED] は、平成21年2月24日、確認済証の交付を受けて適合高齢者専用賃貸住宅である [REDACTED] (埼玉県和光

市[ ](所在)の建設に着工した(甲2)。

その後、被告が、同年3月31日付けで原告をいったん退職し、同年4月から厚生労働省老健局に勤務することとなったため、本件交付金の申請に関する事務は、長寿あんしん課[ ]が引き継いだ。

[ ]は、被告の指示に従い、[ ]を対象施設として、本件交付金の申請手続を進めていた。しかし、申請手続を進めていく過程で、平成20年度(平成21年2月24日)に着工した[ ]は、本件交付金の要件を満たさない施設であることが判明した(甲1・5頁)。

[ ]からその旨を伝えられた被告は、別の施設である[ ]を対象施設ということにして本件交付金を取得し、これを訴外[ ]に交付しようと考え、[ ]に対し、交付決定後に[ ]にその枠を振り替えるから大丈夫などと嘘を言い、[ ]を対象施設とする旨の虚偽の申請をするよう指示した(甲1・5～6頁)。

[ ]は、被告の指示に従い、平成21年11月13日、[ ]を対象施設とする整備計画書等を埼玉県知事に提出する旨の起案書を作成し、課長の決裁を受けた(甲3)。しかし、[ ]の設置主体とされた[ ]と原告との間では、本件交付金に関する打合せは一切なされていなかった(甲1・6頁)。

イ 被告が、[ ]に対し、国が本件交付金の対象施設を[ ]に変更することを認めた旨の虚偽の説明をして、本件交付金4500万円を訴外[ ]に交付するよう指示したこと

厚生労働省老健局長は、平成22年2月12日、原告に対し、埼玉県知事に提出された[ ]を対象施設とする整備計画書等に基づき、本件交付金4500万円を交付する旨を内示した(甲4)。

すると、被告は、[REDACTED]に対し、国の内部で調整してくるなどと嘘を言い、本件交付金の対象施設を [REDACTED] から [REDACTED] に変更したい旨の理由書を作成して渡すよう指示し、[REDACTED] は、被告の指示に従い、理由書(甲5)を作成して被告に渡した(甲1・7頁)。なお、被告が国の内部で調整してくるなどと言っていたため、[REDACTED] は、理由書を関東信越厚生局長に提出しておらず(甲1・7頁)、理由書には公印が押されていない(甲5)。

その後、被告は、[REDACTED]に対し、国が本件交付金の対象施設を [REDACTED] に変更することを認めた旨の虚偽の説明をして、同施設の設置主体である訴外 [REDACTED] に本件交付金4500万円を交付する手続を進めるよう指示した(甲1・7頁～8頁)。

[REDACTED] は、被告の指示に従い、同年3月26日、訴外 [REDACTED] に対し、本件交付金4500万円を財源とする平成21年度地域密着型サービス拠点整備補助金(以下「本件補助金」という。)4500万円を交付する旨の起案書を作成し、市長の決裁を受けた(甲6)。なお、被告は、市長に対し、[REDACTED] を対象施設として本件交付金を申請していたことや、[REDACTED] が本件交付金の要件を満たさない施設であったことについて、一切説明をしていなかった。

そして、原告は、同年4月9日、訴外 [REDACTED] に対し、本件補助金4500万円を交付した(甲7)。

## (2) 本件交付金受領後における不法行為

ア 被告が、介護療養型医療施設の [REDACTED] への転換が行われていないことが判明した後も、まったく転換を進めなかったこと

前記2で述べたとおり、本件交付金は、既存の介護療養型医療施設を転換して、新たに適合高齢者専用賃貸住宅等の施設を整備する場合に交付されるものであるから、原告は、本件交付金の交付を受けた以上、介護療養

型医療施設を[ ]へ転換していなければならなかった。

しかし、被告は、平成23年10月1日から長寿あんしん課長、平成24年10月1日から保健福祉部長という本件交付金を所管する担当課長ないし担当部長の地位にありながら、まったく転換を進めなかった。

それどころか、被告は、平成25年12月頃に介護療養型医療施設から[ ]への転換がなされていないことが確認されると、本件交付金申請時の不法行為の発覚を防ぐため、独断で転換を進めることなく本件交付金を返還することを決定した。そして、長寿あんしん課の[ ]は、被告の指示に従い、転換を進めることなく本件交付金を返還する旨の起案書を作成した(甲8)。

このように転換を進めなかった結果、会計検査院は、平成26年2月20日に実施した実地検査において、介護療養型医療施設の転換が行われていないことを指摘した上で、本件交付金の交付は不当であると認定し(甲9)、これを受けた国は、同年6月11日、本件交付金4500万円の交付決定を取り消した(甲10)。

そして、原告は、同月30日、国に対し、本件交付金4500万円に加算金1111万500円を加えた合計5611万500円を支払った(甲11)。

イ 被告が、[ ]に対し、転換を進めることなく本件交付金を返還することにつき、市長及び副市長の決裁を受けないよう指示したこと

本件交付金の返還は、公金から多額の金銭を支払うことになるため、本来であれば市長の決裁を受けなければならない案件であった。

しかし、被告は、本件交付金申請時の不法行為の発覚を防ぐため、[ ]に対し、転換を進めることなく本件交付金を返還することにつき、市長及び副市長の決裁を受けないよう指示した。そのため、平成26年1月15日付け起案書(甲8)、同年3月31日付け起案書(甲12)、同年5

月21日付け起案書(甲13)のいずれも、市長及び副市長の決裁を受けずに保健福祉部長である被告の決裁で終わっている(なお、同年1月15日付け起案書及び同年5月21日付け起案書については、被告の指示により次長の決裁も受けていない)。

#### 4 被告の故意又は過失

被告は、訴外[REDACTED]に本件補助金4500万円を交付させる目的で、前記3(1)の本件交付金申請時における不法行為をしており、当該不法行為の発覚を防ぐ目的で、前記3(2)の本件交付金受領後における不法行為をしていることから、被告には故意が認められる。

また、仮に被告の故意が認められなかったとしても、被告は、①本件交付金の交付決定がされた当時、本件交付金を所管する厚生労働省老健局に勤務していたこと、②本件交付金の申請に関して、[REDACTED]に具体的な指示を出していたこと、③平成23年10月1日から長寿あんしん課長、平成24年10月1日から保健福祉部長という本件交付金を所管する担当課長ないし担当部長の地位にあったことからすれば、介護療養型医療施設の転換を行うことが本件交付金の要件であることを知っていたことは明らかであり、転換を行わなければ本件交付金を返還することになることを予見できたことも明らかである。したがって、被告には、介護療養型医療施設の転換を行わなかったことにつき、少なくとも過失が認められる。

#### 5 原告の損害

##### (1) 本件交付金の交付取消決定により国に支払った金銭(5611万500円)

前記3(2)アで述べたとおり、原告は、本件交付金の交付取消決定により、国に対し、本件交付金4500万円に加算金1111万500円を加えた合計5611万500円を支払っており、これが原告の損害となる。

##### (2) 弁護士費用(561万1050円)

原告は、本件訴訟を提起するにあたり弁護士に依頼しており、前記(1)の損

害5611万500円の1割に相当する561万1050円の弁護士費用は、原告の損害となる。

### (3) 小括

以上より、原告の損害は、(1)と(2)の合計6172万1550円である。

## 6 因果関係

前記3(1)の本件交付金申請時における不法行為がなければ、原告は、そもそも本件交付金4500万円を受けることはなかったのであり、当然に本件交付金4500万円及び加算金1111万500円を国に対して返還することもなかったものといえる。

また、前記3(2)の本件交付金受領後における不法行為がなければ、原告は、本件交付金の交付取消決定がなされることはなく、本件交付金4500万円の返還を求められることも、加算金1111万500円が生じることもなかったものといえる。

したがって、被告の不法行為と原告の損害との間に因果関係が認められる。

## 7 消滅時効が完成していないこと

被告は、令和元年6月13日、生活保護受給者から福祉事務所が預かっていた現金を騙し取った詐欺容疑で逮捕され、その後、詐欺や窃盗など6件の罪で起訴された。

そこで、原告が、被告が関わった事業について内部調査を進めたところ、本件交付金の関係書類が改ざんされた疑いがあることが判明したことから、原告は、令和2年2月4日、顧問弁護士である代理人弁護士豊泉裕隆に対し、関係書類の改ざんの有無等について調査を依頼した。

そして、代理人弁護士は、同月25日、原告に対し、調査の結果、[REDACTED]  
[REDACTED]が本件交付金の対象とならない施設であったこと、被告の指示により[REDACTED]を対象施設として虚偽の申請がなされたこと、被告が[REDACTED]に対して国が対象施設を[REDACTED]に変更すること



を認めた旨の虚偽の説明をしたことなどが判明した旨を報告した（甲1）。

したがって、原告が前記3の不法行為につき「損害及び加害者を知った時」（民法724条前段）は令和2年2月25日であり、未だ消滅時効は完成していない。

## 8 結論

よって、原告は、被告に対し、前記3の不法行為に基づく損害賠償として、6172万1550円及びこれに対する訴状送達の日（翌日）から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

## 証 拠 方 法

令和2年10月15日付け証拠説明書のとおり

## 附 属 書 類

- |   |        |     |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本   | 1通  |
| 2 | 証拠説明書  | 2通  |
| 3 | 甲号証の写し | 各2通 |
| 4 | 訴訟委任状  | 1通  |